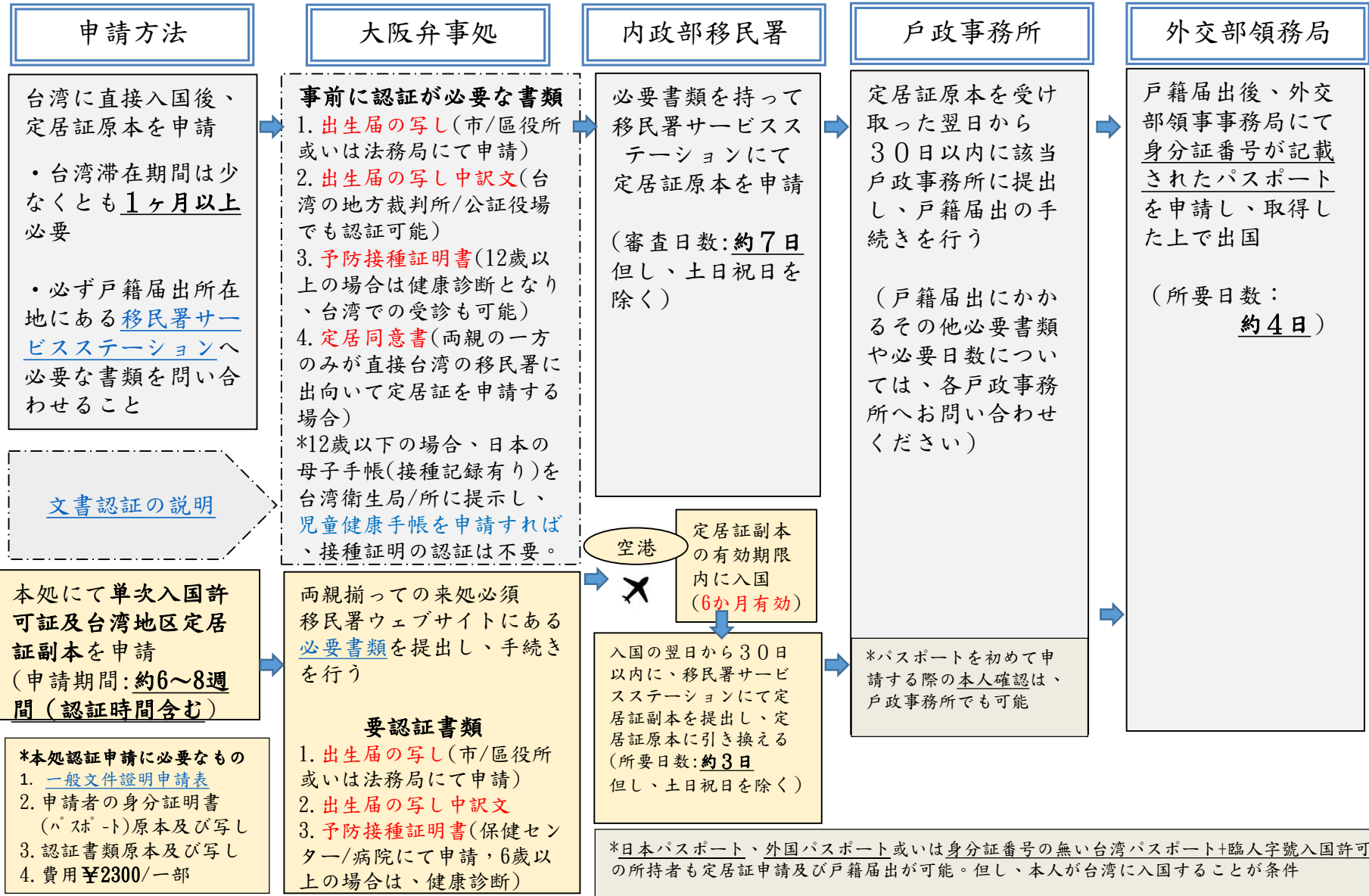


日本で生まれた子どもの台湾戸籍届出手続きの流れ(18歳未満)



*上記はあくまで一般的な流れの参考であり、実際の手続きにかかる日数や必要書類については、各機関の規定に依る為、事前に各機関へお問い合わせください。

申請須知敬請參閱內政部移民署網頁說明：

[未成年之臺灣地區無戶籍國民（國外出生）申請在臺灣地區定居送件須知](#)

申請要項については内政部移民署のホームページをご確認ください

[未成年之臺灣地區無戶籍國民（國外出生）申請在臺灣地區定居送件須知](#)

大阪弁事処にて定居証副本を申請 (申請期間:約6-8週間)

必要書類:

大阪弁事処管轄区域

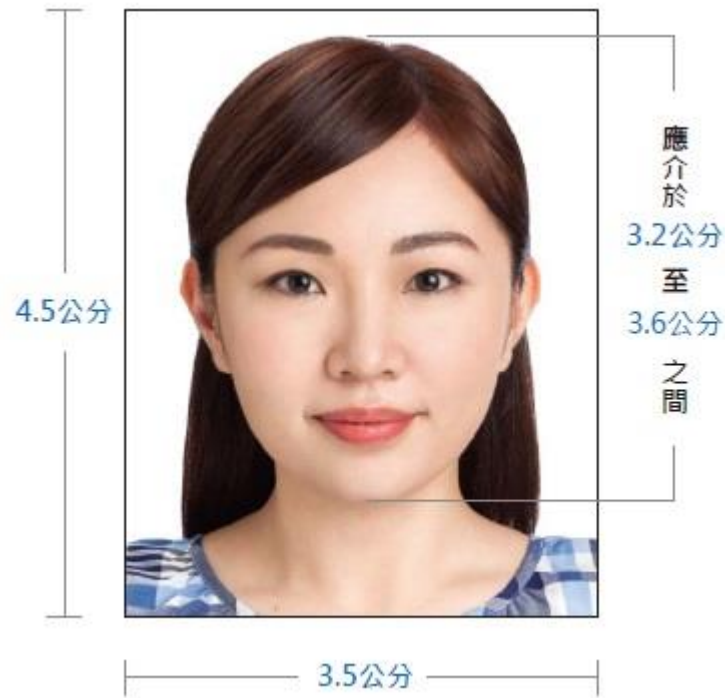
近畿地方:大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県
東海地方:愛知県、岐阜県、三重県
北陸地方:富山県、石川県、福井県
中国地方:鳥取県、島根県、岡山県、広島県
四国地方:徳島県、香川県、愛媛県、高知県

1. [中華民國臺灣地區入境居留定居申請書](#)
2. [定居同意書](#) (父母が揃って来処し直筆署名されたことを確認する必要があるため、事前記入不要)
3. [子女姓氏約定書](#) (漢字名前と添付したパスポートの名前と一致したら不要)
4. [顔写真1枚](#) (縦4.5cm×横3.5cm/背景白色/頭頂部から下顎まで3.2cm以上3.6cm以下)
5. [申請者と父母の有効なパスポート原本および顔写真のページコピー各2枚](#)
[申請者と父母の有効な在留カード原本と両面コピー各2枚](#)(日本国籍は不要)
申請者が台湾のパスポートを所持している場合は、台湾のパスポート原本およびコピー2枚必要
6. 父母が結婚登記済みの[台湾の戸籍謄本](#) (発行から3か月以内/記事欄省略不可)
7. [出生届の写し](#)原本(申請時に認証)およびコピー1枚(書類の発行地が大阪弁事処の管轄内に限り認証可)
8. [出生届の写し中訳文](#) (申請時に認証) →翻訳については[5ページ目](#)をご確認ください
9. [予防接種証明書原本](#) (申請時に認証)およびコピー1枚あるいは[健康診断書](#)原本(申請時に認証)および全ページコピー1枚
(書類の発行地が共に大阪弁事処の管轄内に限り認証可)
6歳以下:予防接種証明書(市/区役所・保健センターにて申請/発行から3か月以内)
6歳以上12歳以下:健康診断書(発行から3か月以内/風疹麻疹の予防接種証明のみで可能/指定されたフォーマットあり)
12歳以上:健康診断書(最近3か月以内合格/指定されたフォーマットあり)
10. 申請者と父母の発行から3か月以内の住民票。
11. [定居証副本申請費用](#)¥4100

*青文字部分をクリックすれば各必要書類のダウンロードが可能です

顔写真のサイズ／頭像照片規格

見本



縦 4.5 c m × 横 3.5 c m

カラー

背景白色

耳や眉毛が隠れないように

頭頂部から下あごまでの長さ 3.2 c m ～ 3.6 c m

横 3.5 公分 × 直 4.5 公分

彩色

白色背景

露出眉毛、耳朵

頭頂至下顎的長度應介於 3.2 公分 ～ 3.6 公分

申請にあたっての注意事項

*予防接種証明書について

→申請者の氏名・性別・生年月日・発行日・発行機関の公印が必要

- 書類をスキャンしてosaka@mofa.gov.tw宛てに添付して書類の事前確認も可能です

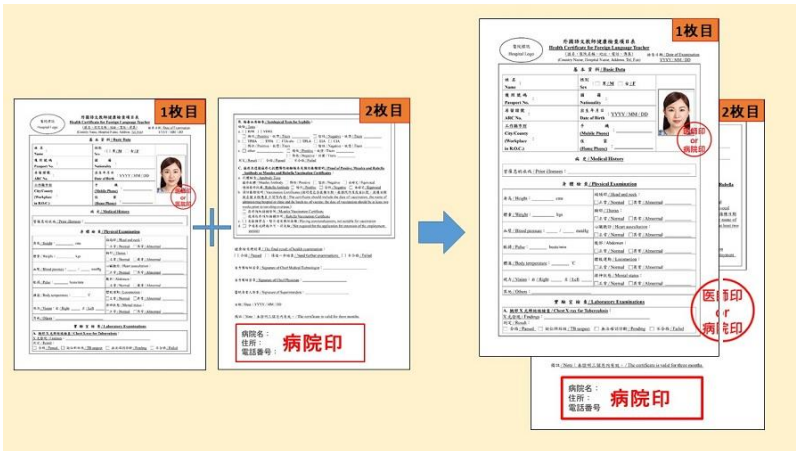
*健康診断書について（左図を参照）

→下記数点を必ず病院側へ申し出てください

- 予防接種証明書がある場合…ホッチキスで診断書と綴じること
- 複数ページにわたる場合…全ページに要割り印
- 診断書に貼られた写真…要割り印
- 病院詳細（名称、所在地、電話番号）…要押印（ゴム印がない場合は手書きも可）
- 書類をスキャンしosaka@mofa.gov.tw宛てに添付して書類の事前確認も可能です

*出生届の写しを中国語に翻訳する際は、

- 和号は西暦で表記すること 例：令和3年→2021年
- 日本の漢字は「繁体字」へ書き換え 例：国→國
- 国籍は台湾または中華民國と記入
- カタカナ/ひらがなは英語/ローマ字で表記すること 例：クリニック→Clinic
さゆり→Sayuri



- ・ 定居証副本の有効期限（発行日の翌日から6か月有効）までに台湾へ入国してください



- ・ 申請者が台湾へ入国時、必ず単次入国許可証および台湾地区定居証副本を入国審査時に提示し、入国審査印を押してもらってください
入国審査印を押してもらわなかった場合、再度申請が必要になる恐れがあります



- ・ 入国の翌日から30日以内に入国審査印を押してもらった定居証副本を所在地の移民署サービスステーションに提出し、定居証原本に引き換えてください



- ・ 定居証原本を受け取った翌日から30日以内に定居証原本を戸政事務所に提出し、戸籍届出の手続きをしてください



- ・ 戸籍届出後、初回出国時は外交部領事事務局にて身分証番号が記載されたパスポートを申請してください
(所要日数：約4日、ただし土日祝日を除く)



- ・ パスポートを初めて申請する際の本人確認は、戸政事務所でも可能です



- ・ 初回出国時は、必ず身分証番号が記載された台湾のパスポートで出国してください



- ・ 上記各ステップを一度で終わらせることで、戸籍届出一連の流れが完了